



21世紀を担う人材の育成
- 「人間環境都市」ふくやま -

福山市学校教育ビジョン

2003年（平成15年）2月

福山市教育委員会

目 次

策定にあたって	2
福山市学校教育ビジョン体系	3
重点目標 確かな学力	4
1 授業の質を高める授業計画	5
2 一人一人に応じたきめ細かな指導	6
3 指導に生かす評価（指導と評価の一体化）	8
重点目標 豊かな心	9
1 子どもの心に響く道徳教育	10
2 子どもの自律を育成する生徒指導	11
3 たくましく生きるための健康・体力づくり	11
重点目標 力量ある教職員	12
1 専門性を高める福山市研修センター等での各種研修	13
2 特色ある教育活動を推進する各学校の校内研修	14
3 教育研究団体を核に取り組む自主研修	14
重点目標 市民から信頼される学校	15
1 学習指導要領等の法令に基づいた学校運営	16
2 校長を中心として組織的に行う学校マネジメント	17
3 教育公務員としての教職員の自覚と使命感	19

策定にあたって

今日、少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化し、諸般の教育改革が進められています。

2002年（平成14年）4月からは、完全学校週5日制が始まるとともに、小中学校では新しい学習指導要領が全面実施となりました。新学習指導要領は、各学校が特色ある教育活動を展開して、子どもに豊かな人間性や基礎・基本、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けることを基本的なねらいとしています。

福山市においては、1995年（平成7年）に、10年後の実現をめざす目標として「第三次福山市総合計画基本構想」を策定しており、この中で、「人間環境都市」をまちづくりの基本理念として掲げています。これは、本市の将来都市像である「輝く瀬戸内の交流拠点都市 個性豊かなばらのまち」づくりを推進するための基盤が、人材育成であり教育であることを示すものです。

これまで、本市の学校教育については、「特色ある学校教育推進事業」等に取り組むことを通して、新たな時代に対応した教育改革を推進していくための基盤を整えてきました。

教育委員会としては、今後一層、教育改革を推進し、市民の期待に応えるために、これまでの取組みを体系的に整理し、本市の学校教育方針として「福山市学校教育ビジョン」を作成しました。

わたしたちは、「人間環境都市」福山にふさわしい、地域社会ひいては国際社会に貢献できる、21世紀を担う人材の育成をめざします。

ビジョンでは、次の4点を重点目標とし、それぞれに柱となる中期目標を設定するとともに、2年～3年の短期具体目標を掲げています。

福山市学校教育ビジョン（骨子）

重点目標 確かな学力

学校は、個に応じた指導の充実を通して、子どもに基礎・基本を身につけさせ、個性を伸ばし選択能力を向上させることによって、「確かな学力」を培います。

重点目標 豊かな心

学校は、豊かな体験活動を仕組み、道徳の時間等において子どもの考えを深めさせるとともに、健康・体力づくりを推進して、「豊かな心」を培います。

重点目標 力量ある教職員

子どもに確かな学力を育み、豊かな心を培うためには、様々な研修を通して指導力を高め、力量ある教職員を育てる必要があります。

重点目標 市民から信頼される学校

学校は、確かな教育実践を積み上げるとともに、地域に学校を開くことを通して、市民から信頼される学校づくりに努めます。

こうした学校の取組みはもとより、福山市の恵まれた豊かな自然や優れた文化・歴史を教育活動に生かすとともに、地域の豊富な人材の協力を得るなど、いわゆる本市の教育力を結集することにより、子どもに「生きる力」を育んでまいります。

福山市学校教育ビジョン体系



21世紀を担う人材の育成

- 「人間環境都市」ふくやま -

確かな学力

個に応じた指導を充実させる

個性が伸長し選択能力が向上する

- 授業の質を高める授業計画
- 一人一人に応じたきめ細かな指導
- 指導に生かす評価(指導と評価の一体化)

豊かな心

豊かな体験活動を仕組む

子どもの考えが深まる

- 子どもの心に響く道徳教育
- 子どもの自律を育成する生徒指導
- たくましく生きるための健康・体力づくり

「生きる力」の育成

力量ある教職員

研修に努める

教師の指導力が高まる

- 専門性を高める
福山市研修センター等での各種研修
- 特色ある教育活動を推進する
各学校の校内研修
- 教育研究団体を核に取り組み自主研修

市民から信頼される学校

確かな教育実践を積み上げる

地域に学校を開く

- 学習指導要領等の法令に基づいた学校運営
- 校長を中心として組織的に行う
学校マネジメント
- 教育公務員としての教職員の
自覚と使命感

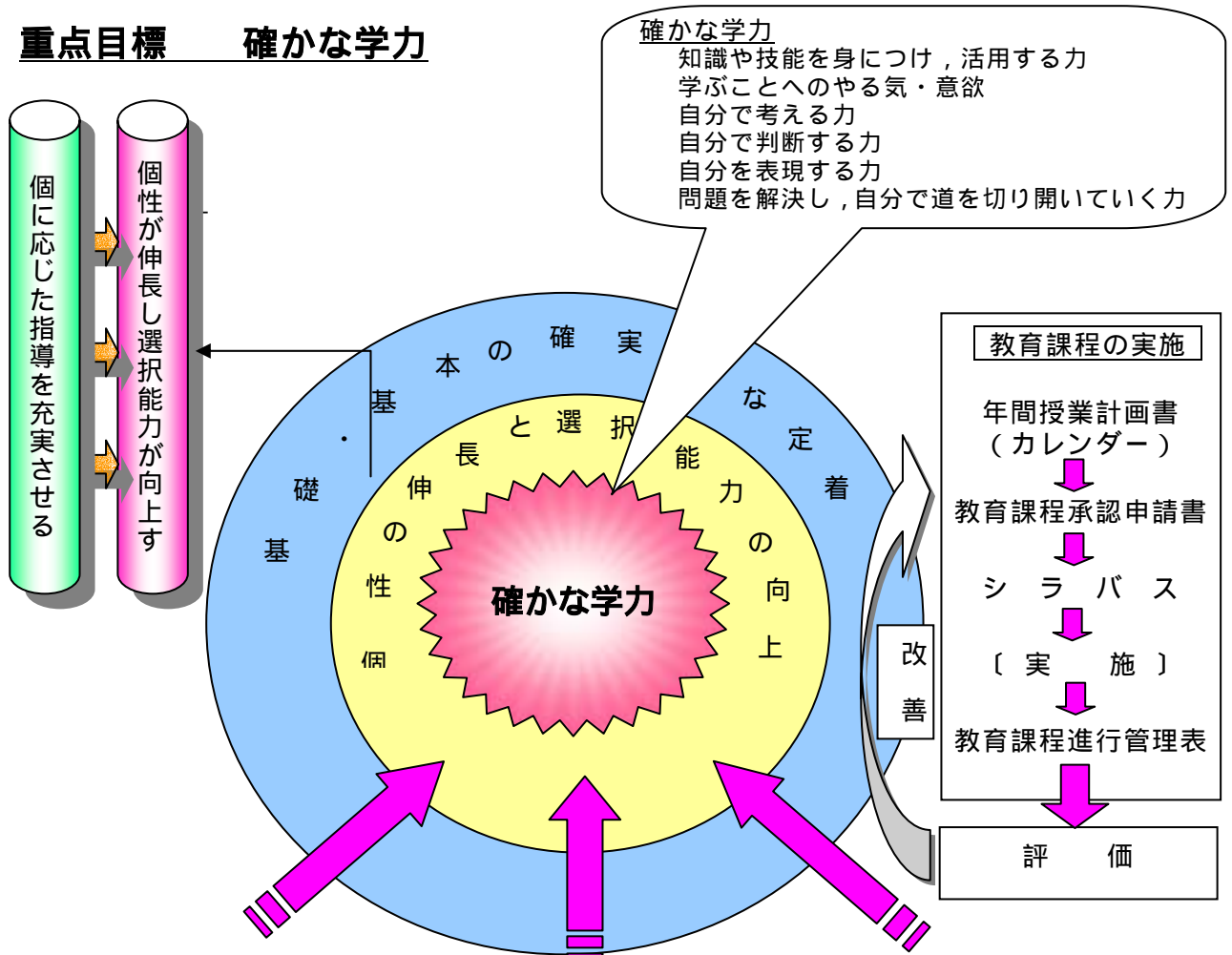
ふくやまの教育力の結集

豊かな
自然

豊富な
人材

文化と
歴史

重点目標 確かな学力



授業の質を高める
授業計画

一人一人に応じた
きめ細かな指導

指導に生かす評価
(指導と評価の一体化)

短期具体目標

シラバスの充実：前年度をふまえたより効果的なシラバスへの改善

シラバスの充実：学級単位から学校単位のシラバスへの改善

すべての単元学習指導案の作成と学校体制での共有化

短期具体目標

問題解決型の授業づくり

繰り返し学習や補充的・発展的な学習の充実

少人数指導・習熟度別指導・チームティーチング等の工夫・改善

コンピュータ等の授業での活用及び教材・教具の工夫・開発

短期具体目標

形成的評価を中心に据えた授業への工夫・改善

評価規準の作成と評価方法の工夫・改善

指導要録の適切な記入と通知表(あゆみ等)の工夫・改善

確かな学力

21世紀を担う「生きる力」を具えた子ども像は、「確かな学力」を持った子どもです。「確かな学力」とは、単に、知識や技能を身につけるだけでなく、そのことを活用する力や学ぶことへのやる気・意欲、自分で考え判断し表現する力など総合的な力ととらえます。

学校は、計画的に教育課程を実施するとともに、子ども一人一人に応じた指導や評価活動を充実させることを通して基礎・基本を確実に身につけさせ、個性を伸ばし選択能力を向上させることによって、「確かな学力」を培います。

< 取組みの3つの柱 >

- 1 授業の質を高める授業計画
- 2 一人一人に応じたきめ細かな指導
- 3 指導に生かす評価（指導と評価の一体化）

1 授業の質を高める授業計画

具体目標 〔シラバスの充実：前年度をふまえたより効果的なシラバスへの改善〕

基礎・基本の確実な定着を図るためには、日々の授業において学習効果を上げることができる質の高い授業を行うことが必要です。

そのために、各教科等について、前年度の授業実践の評価・分析をふまえ、1年間の指導の見通しや單元ごとの評価規準（到達目標）、評価方法を明確にして、より効果的なシラバスへの改善・充実を図ります。

『シラバス』

広辞苑によると、シラバス（syllabus）は「講義内容、達成課題、使用テキスト、参考文献、テスト方法などについて記した計画書」となっています。

本市では、より計画的に教育活動を展開するために、小・中・高等学校が作成する評価を組み入れた年間授業計画書のことを「シラバス」と呼びます。

具体目標 〔シラバスの充実：学級単位から学校単位のシラバスへの改善〕

確かな学力を培うためには、学校は一つの組織体として、小学校6年間、中学校3年間を見通し、計画的に教育活動を展開することが必要です。

そのために、学級単位（学年単位）のシラバスから、発達段階・系統性を踏まえた、学校単位のシラバスになるよう改善・充実を図ります。

具体目標 〔すべての単元学習指導案の作成と学校体制での共有化〕

基礎・基本の確実な定着を図るためには、シラバスを一步進め、学習指導要領に示された目標及び内容をふまえ、單元ごとに子どもの学習活動を組み立てることが必要です。

そのために、各教科について、すべての単元学習指導案を作成し、全教員が活用できるよう共有化を図ります。

『単元学習指導案』

各教科は、1年間で学習する内容が、それぞれ複数の単元で構成されています。例えば、小学校6年生の算数科では、「分数のたし算とひき算」、「直方体と立方体」等、主な単元が11あります。こうした内容をそれぞれ約10時間かけて学習し、年間で約150時間、算数科を学習します。1時間1時間の授業の質を高めるために、各単元ごとにねらいや指導内容、評価規準等を明確にして作成した指導計画のことを「単元学習指導案」といいます。

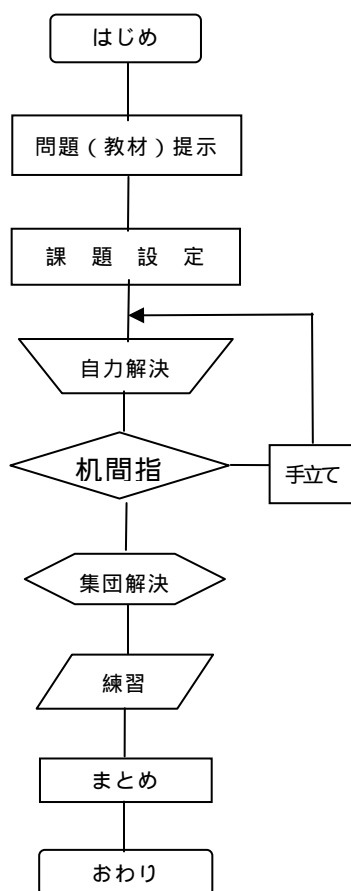
2 一人一人に応じたきめ細かな指導

具体目標 〔問題解決型の授業づくり〕

確かな学力を培うためには、教員が子どもに一方的に教え込むような授業ではなく、教員の適切な指導や支援により、子どもの主体的な活動を活性化するような授業づくりが必要です。

そのために、子どもが自ら考え、判断し、表現するような学習活動が展開される問題解決型の授業づくりを実施します。

『問題解決型の授業』



はじめに適切な課題を設定し、その課題に対して、一人一人の子どもが自力解決や集団解決ができるよう、教員が適切な手だてを講じる授業を「問題解決型の授業」といいます。

<留意点>

- 適切な課題を設定すること
 - 子どもの問題(教材)に対する反応を予想し、いくつかの課題を用意しておく。
- 自力解決の場と時間を確保すること
 - じっくりと考える場を意図的計画的に設け、自ら考える体験をさせる。
 - 独力で誤りや不十分なものを乗り越え、よりよいものを求めるようにする等、“考えの進め方”(課題解決の筋道)についての指導を充実する。
- 学習の手だてを多様化するとともに、評価観を見直すこと
 - 一人一人の学習を成立させ、誤りや不十分な方法を生かし学習の成就感を味わうことができるようにする。
 - 必要なときはいつでも既習の内容や具体物などから手だてを選んで活用できるようにする。
 - 「分からない」「できない」といった否定的な評価から、「どんなことが分かる」「どこまでできる」といった肯定的な評価にする。
 - また、励ましのための評価を充実させる。
- 集団解決の場を充実すること
 - 自分の持ち味を自覚し、他からよさを学ぶことにより、学習集団全体がお互いを伸ばす場として機能できるようにする。
 - 学習の成果を多面的にとらえるようにし、知識・理解や表現・技能のみならず、ものの見方・考え方などにも目を向けたまとめを工夫する。

具体目標 〔繰り返し学習や補充的・発展的な学習の充実〕

基礎・基本の確実な定着を図るためには、適切な指導内容の工夫・改善が必要です。また、子どもの理解や習熟の状況に応じて、さらに進んだ指導内容を適宜工夫することも必要です。

そのために、子どもの学習内容の理解や習熟の程度に応じて、繰り返し学習や補充的・発展的な学習を充実します。

具体目標 〔少人数指導・習熟度別指導・チームティーチング等の工夫・改善〕

子どもが意欲的に学習を進めるためには、子どもの実態や指導の場面に応じた、適切な指導方法が必要です。

そのために、少人数指導・習熟度別指導・チームティーチング等、より効果的な指導方法や指導体制の工夫・改善を進めます。

< 補充的な学習や発展的な学習についての留意点 >

補充的な学習は、学習指導要領に示す基礎・基本的な内容の確実な定着を図るために行う学習指導で、子どもの理解や習熟の状況等に応じること。特に、学習の遅れがちな子どもに対しては、十分配慮すること。

補充的な学習指導を行う場合には、個別指導やグループ指導、繰り返し指導、チーム・ティーチングなど様々な指導方法や指導体制の工夫改善をすること。

発展的な学習は、学習指導要領に示す内容の理解をより深める学習を行ったり、さらに進んだ内容についての学習指導で、子どもの理解や習熟の状況等に応じ、指導内容を適宜工夫すること。

発展的な学習指導を行う場合には、学習指導要領に示す内容（知識や技能のみならず、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など資質や能力まで含む）を身につけている子どもに対し行うこと。

学習指導要領に示す内容と全く関連のない学習や、子どもの負担加重となるような指導にならないようにすること。

< 学習内容の理解や習熟の程度に応じた指導についての留意点 >

学校の実情や子どもの発達段階に応じ、習熟の程度に差の生じやすいと思われる教科について適宜弾力的に行うこと。

実施の時期、指導方法、評価のあり方などについて検討して実施すること。

保護者や子どもに対して、実施する意図や内容などについて、十分説明し、理解を得るように努めること。

学習集団の編成の際には、

ア 生活集団となる学級と学習を行う学習集団とを固定的にとらえないこと。

イ 教科の指導の場面に応じ、学級の枠を超えるなど柔軟に編成すること。

ウ 教師が一方向的に割り振るのではなく、子どもの興味・関心等に配慮し、自分で課題や集団を選ぶことができるようにすること。その際、自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶ場合は、教師は適切な助言を行い、子どもの学習を支援すること。

具体目標 〔コンピュータ等の授業での活用及び教材・教具の工夫・開発〕

教科書が主たる教材であることはいうまでもありませんが、子どもの興味・関心や問題意識に沿って子どもの意欲的な学びを喚起する教材・教具も必要となります。

そのために、コンピュータ等の教育機器の授業での活用や新たな教材・教具を工夫・開発します。

3 指導に生かす評価（指導と評価の一体化）

具体目標 〔形成的評価を中心に据えた授業への工夫・改善〕

学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動を繰り返しながら展開します。従って、指導と評価は異なるものではなく、評価の結果によって指導方法や指導内容の改善を図る、いわゆる指導と評価の一体化が必要です。

そのために、指導の成果を評価し、評価に応じて次の手だてを講じる形成的評価を中心に据えた授業への工夫・改善を図ります。

『形成的評価』

授業の途中でノートを確かめたり、小テストをしたりしながら、その状況に応じて次の指導を展開することや、子どもが努力して成果を出したことについてはしっかりほめ、次の課題を与えて励ますというような評価を「形成的評価」といいます。

具体目標 〔評価規準の作成と評価方法の工夫・改善〕

評価規準は指導及び評価の指針となるものであり、学校は校長のリーダーシップのもと、教員間の共通理解を図り、一体となって作成に取り組むことが必要です。

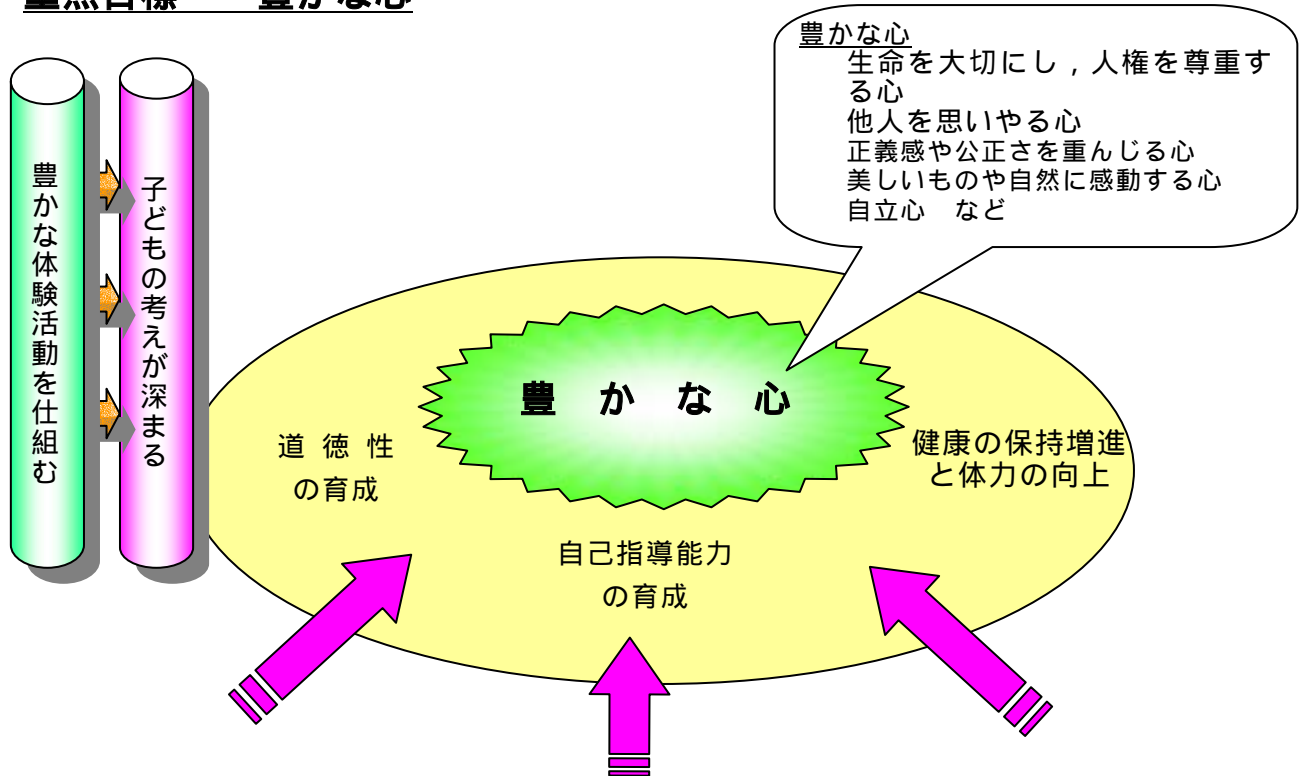
そのために、学習指導要領に示す目標をふまえ、内容に即して各観点ごとの目標から、評価規準を具体的に表すとともに、いつ、どのような方法で評価するのかを明確にします。また、全教員が活用できるよう共有化を図ります。

具体目標 〔指導要録の適切な記入と通知表（あゆみ等）の工夫・改善〕

評価を子どもの学習の改善に生かすようにするためには、学校としての教育方針や評価方法、及び、取組みの結果について子どもや保護者に説明することが必要です。

そのために、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての指導要録、子どもの教育のために学校と家庭の通信・連絡に生かすための通知表というそれぞれの性格をふまえ、工夫・改善します。

重点目標 豊かな心



子どもの心に響く道徳教

子どもの自律を育成する
生徒指導

たくましく生きるための
健康・体力づくり

短期具体目標

全教育活動における道徳教育の堅実な実践

体験活動等の充実と総合単元的な道徳学習の実践

感性や人権感覚を育む活動, 教材の工夫・開発

短期具体目標

7つの基本をベースとした生徒指導体制の確立

児童会・生徒会活動及び部活動等の活性化

短期具体目標

健康教育・体力づくりの時間にかかわる推進計画の作成

学校保健委員会の活性化

喫食率の向上と楽しい給食時間の推進

豊かな心

「生きる力」を具えた子ども像の二つ目は、「豊かな心」を持った子どもです。それは、生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康でたくましい体を身につけた子どもです。

学校は、豊かな体験活動をもとに、子どもに道徳性や自己指導能力を育成するとともに、生涯にわたりたくましく生きていくための健康・体力づくりを推進することによって、「豊かな心」を培います。

< 取組みの3つの柱 >

- 1 子どもの心に響く道徳教育
- 2 子どもの自律を育成する生徒指導
- 3 たくましく生きるための健康・体力づくり

1 子どもの心に響く道徳教育

具体目標 〔全教育活動における道徳教育の堅実な実践〕

学校における道徳教育は、全教育活動を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして、各教科・特別活動・総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導を行うことが大切です。

そのために、道徳の時間が道徳教育のかなめとしての役割を果たすよう、各教科との関連を図り、指導方法を工夫します。また、子どもたちが主体的に学習に取り組み、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、堅実な実践に努めます。

具体目標 〔体験活動等の充実と総合単元的な道徳学習の実践〕

子どもが、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、心の教育の充実を図るには、ボランティア活動等の社会体験活動や自然体験活動等の充実を図るとともに、道徳の時間とのつながりや関連を工夫することが大切です。

そのために、体験活動で身につけたものの見方・考え方を道徳の時間に深めることができるよう総合単元的な道徳学習に取り組みます。

『総合単元的な道徳学習』

道徳の時間の指導をかなめとして、その前後に道徳的価値を含む他の学習（教科、特別活動、総合的な学習の時間等）を位置づけ、一つのまとまりとして単元を構成し、一連の学習として発展的に展開する道徳学習のことを「総合単元的な道徳学習」といいます。

具体目標 〔感性や人権感覚を育む活動、教材の工夫・開発〕

豊かな心の育成にあたっては、家庭・学校を含め、地域社会全体で育てるという意識のもとに取り組むことが大切です。

そのために、家庭や地域と協力しながら、人としての生き方を考えるためのきっかけとする時間や場を設定し、「心のノート」の活用や「朝の読書」活動等を通して、感性や人権感覚を育む道徳教育を充実します。

2 子どもの自律を育成する生徒指導

具体目標 〔7つの基本をベースとした生徒指導体制の確立〕

学校教育においては、「自己肯定感の育成」「自律の育成」「自己責任の明確化」の3つの柱を中心とした生徒指導を進めることが大切です。

そのために、生徒指導の7つの基本を教育活動に位置付け、教職員の共通認識に立った指導体制の確立に努めます。

また、スクールカウンセラーや適応指導教室等と連携するなど、教育相談体制の充実を図ります。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 『生徒指導7つの基本』 | 1. 生活の基礎・基本となる指導の徹底 |
| | 2. 社会性を身につける指導の徹底 |
| | 3. 安心して学習できる学校づくり |
| | 4. 生徒一人一人を大切にす指導 |
| | 5. 問題行動を起こす子どもへの毅然とした指導 |
| | 6. 悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実 |
| | 7. 家庭・地域及び関係機関との行動型連携 |

具体目標 〔児童会・生徒会活動及び部活動等の活性化〕

すべての子どもが、安心して学校生活をおくるためには、集団の力を高める指導が必要です。

そのために、児童会や生徒会・部活動をはじめ、学校の全ての活動で、子ども一人一人が自己実現をめざし、自己存在感を得られるよう活性化を図ります。

3 たくましく生きるための健康・体力づくり

具体目標 〔健康教育・体力づくりの時間にかかわる推進計画の作成〕

体力の向上及び心身の健康の保持増進の指導は、保健体育の時間だけでなく、学校教育活動全体を通じて行うことが必要であり、また、家庭や地域と協力（学校外の専門家の活用等）し、自ら基礎的な体力の向上を図り、健康を保持増進する態度の育成が求められています。

そのために、健康教育・体力づくりの時間にかかわる推進計画を作成します。

具体目標 〔学校保健委員会の活性化〕

子どもの健康を保持増進するためには、学校保健委員会で学校関係者の研究協議による組織的な活動に基づいて、学校と家庭、地域社会が協力し、様々な健康問題に対応することが必要です。

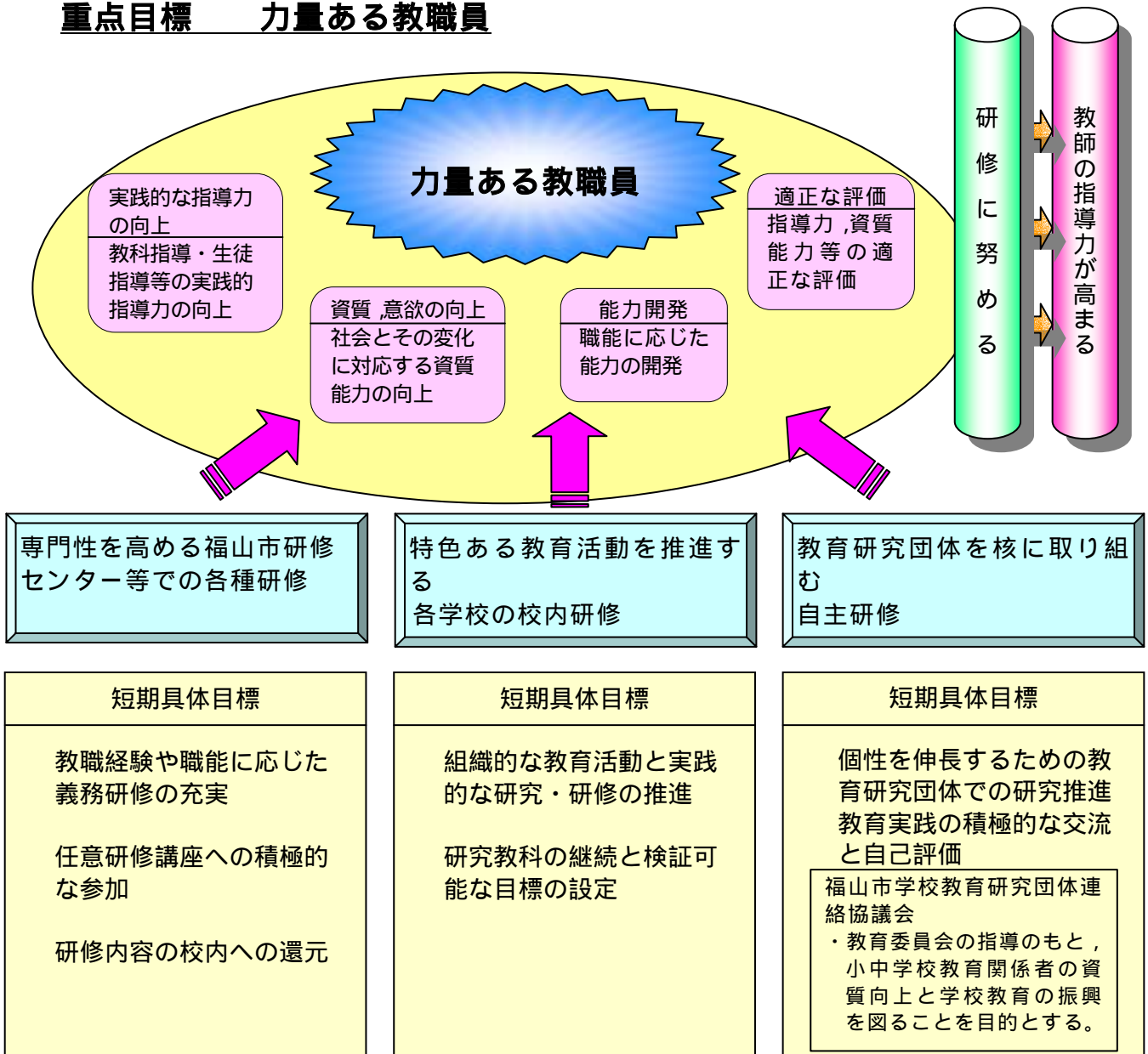
そのために、学校保健委員会の活性化を図ります。

具体目標 〔喫食率の向上と楽しい給食時間の推進〕

児童期・思春期の子どもが、生涯を通して健康・安全で活力ある生活をおくるには、楽しい雰囲気の中で栄養のバランスを考えて食事をすることが必要です。

そのために、喫食率の向上と楽しい給食時間の推進を図ります。

重点目標 力量ある教職員



福山市研修センター等での各種研修

研修の視点

- 専門性の深化
- 教職経験等に対応
- 社会体験の重視
- 研修の継続性

教職員の各ステージに応じた研修体系の整備・充実

- 義務研修** ・【教職経験別】初任者研修 2年目 3年目 6年目 10年経験者研修
・【職能別】校長・教頭研修，教務主任，生徒指導主事等
- 一般研修** ・【一般】課題に応じて必要とする研修
- 任意研修** ・【任意】基礎研修 実践研修 課題研修 総合研修講座【フレッシュサタデー講座】
- 推薦研修** ・教育総合講座（県教委）
- 長期研修** ・県立教育センター等（6・12か月）
- 派遣研修** ・教職員等中央研修講座（1か月），新教育大学等大学院（2年），民間企業等（1週間），海外

力量ある教職員

教職員は、子どもが成長していく上での人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、変化の激しい今日、多様で高度な資質・指導力が求められています。

そこで、このような専門職としての教職員の職責の重要性をふまえ、実践的な指導力の向上、資質・意欲の向上、能力開発など資質・指導力の向上を図る研修に努めます。

また、学校が組織的な教育活動を行うために、教職員一人一人がその持てる能力を最大限に発揮するよう適正な評価を実施し、「力量ある教職員」の育成をめざします。

< 取組みの3つの柱 >

- 1 専門性を高める福山市研修センター等での各種研修
- 2 特色ある教育活動を推進する各学校の校内研修
- 3 教育研究団体を核に取り組み自主研修

1 専門性を高める福山市研修センター等での各種研修

具体目標 〔教職経験や職能に応じた義務研修の充実〕

教職員の専門性を高めるためには、「基礎的資質の育成(1～5年目)」「実践的指導力の向上(6～10年目)」「課題の解決力の向上(11～20年目)」「総合的力量の育成・充実(21年目)」の時期や、校長、教頭、教務主任、学年主任等の各職能において、それに応じた力量をつけることが必要です。

そのために、教職経験や職能に応じた体系的な研修の整備・充実を図り、教職員の資質能力の育成に努めます。

具体目標 〔任意研修講座への積極的な参加〕

教職員は、専門職としての職責の重要性をふまえ、自ら主体的に日々の研修につとめ、自己の資質能力の向上を図ることが大切です。

そのために、基礎・実践・課題・総合研修講座、フレッシュサタデー講座等任意研修を充実させ、積極的な参加を促進します。

具体目標 〔研修内容の校内への還元〕

教職員個々の資質の向上は、研修の成果を校内全体へ普遍化することによって、さらに高めることができます。

そのために、学んだことを整理し、教育実践の充実が図れるよう、研修内容の校内への還元に努めます。

2 特色ある教育活動を推進する各学校の校内研修

具体目標 〔組織的な教育活動と実践的な研究・研修の推進〕

特色ある学校教育を推進するためには、継続的に教育実践を行い、その結果として教育実践が極められる状態にまで充実することが大切です。

そのために、各学校では、校内研修の定例化、公開授業の推進や教員相互の授業参観など、授業改善にむけた実践的な研究・研修を推進します。

具体目標 〔研究教科等の継続と検証可能な目標の設定〕

教育実践の充実のためには、研究教科等と目標（短期・中期・長期）を設定し、継続的な教育実践を進め、目標達成と計画実行の検証を通して教育活動を推進することが大切です。

そのために、研究教科等の継続と検証可能な目標を設定し、特色ある教育活動の推進にむけて、校内研修の充実を図ります。

3 教育研究団体を核に取り組み自主研修

具体目標 〔個性を伸長するための教育研究団体での研究推進〕

子どもにとって魅力ある先生は、子どもの知的好奇心を触発し、指導に奥深さがあり、情熱をもっています。そこで、教科、教育課題等の研究を進め、生涯を通じて自らの専門性を高めることが必要です。

そのために、個性の伸長や自らの資質向上に向け、教育研究団体での研究推進を図ります。

具体目標 〔教育実践の積極的な交流と自己評価〕

子どもにとって魅力のある存在となるためには、自ら日々研修に努め、自己の資質能力の向上を図ることが大切です。

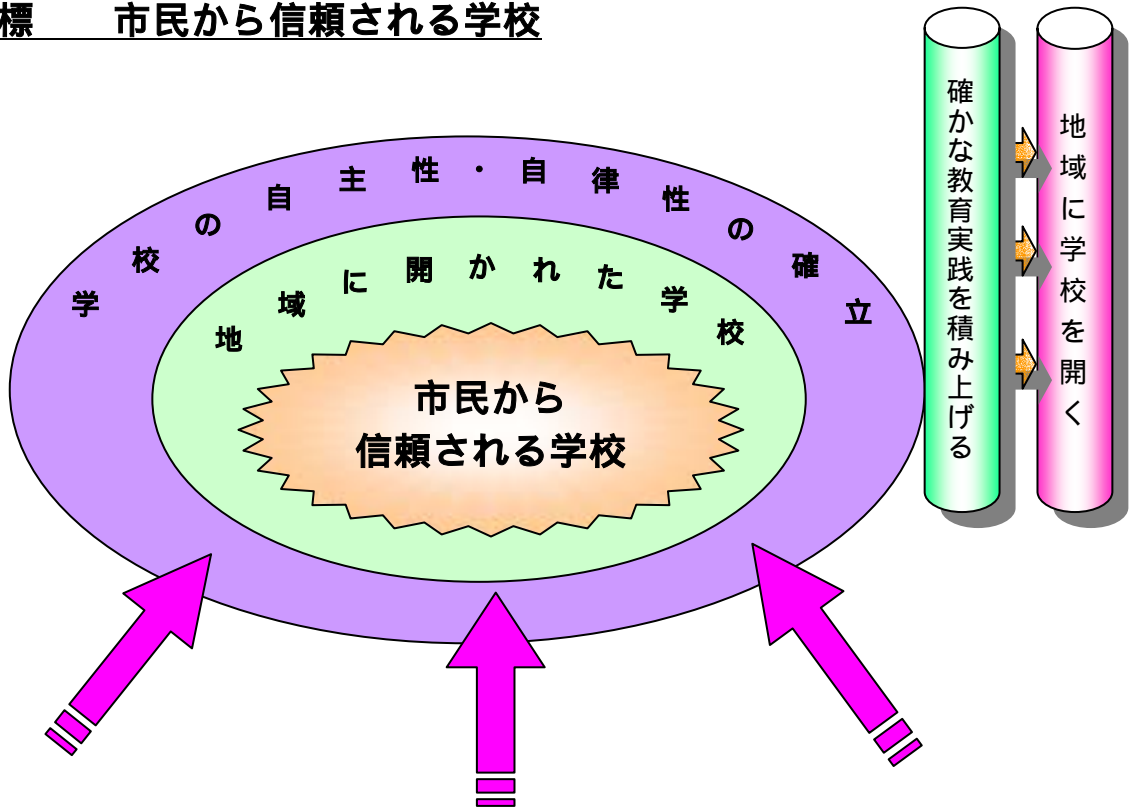
そのために、教育研究団体の活動において、自己の教育実践を積極的に報告し、集団的に検討しあうとともに、適切な自己評価を実施し、実践的力量を培います。

『教育研究団体』

2002年（平成14年）7月、福山市教育委員会の指導のもと、市立小中学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目標として、教育研究団体「福山市学校教育研究団体連絡協議会」が設立されました。

本会は、各教科・領域、課題別に29の部会で構成され、市立小中学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭が会員になって、自主的な教育研究活動を展開します。

重点目標 市民から信頼される学校



学習指導要領等の法令に基づいた学校運営

校長を中心として組織的に行う学校マネジメント

教育公務員としての教職員の自覚と使命感

短期具体目標

学校情報の積極的な公開による公教育の中立性の確保

子どもの安全確保とそのため
の危機管理マニュアルの作成

短期具体目標

校務分掌等の見直しによる
効率的な組織確立

学校評価システムの導入
及び結果の公表

「学校へ行こう」週間」
等における取組みの充実

短期具体目標

専門性・指導力の向上
をめざした不断の努力

職務専念義務遂行等服
務の厳正

市民から信頼される学校

本市においては、これまで、教育の中立性の確保、信頼される公教育の確立を図るため、法令等に則った適正な学校運営及び教育活動が行われるよう、公開性を重視しながら取り組んできました。

これからは、校長を中心とした組織的な学校運営のもとに、各学校の自主性・自律性を確立し創意工夫を凝らした確かな教育実践を積み上げるとともに、地域に開かれた学校づくりを通し、保護者や地域の人々の理解と協力を得て、子どもが生き生きと学ぶ学校教育を推進し、「市民から信頼される学校」の確立に努めます。

< 取組みの3つの柱 >

- 1 学習指導要領等の法令に基づいた学校運営
- 2 校長を中心として組織的に行う学校マネジメント
- 3 教育公務員としての教職員の自覚と使命感

『地域に開かれた学校』

地域に開かれた学校とは、学校が家庭や地域社会に対し働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていくという視点に立った学校運営のことをいいます。

1 学習指導要領等の法令に基づいた学校運営

具体目標 〔学校情報の積極的な公開による公教育の中立性の確保〕

学校は、法令等に基づいた適正な学校運営のもとに教育の中立性を確保し、信頼される公教育の確立を図ることが必要です。

そのために、学校情報を積極的に公開するなど、地域に開かれた学校づくりを通して、保護者と地域の理解と協力を得ながら、教育の中立性の確保を確かなものとします。

『発信する主な学校情報』

- 1 学校の教育ビジョン
教育方針 重点目標、めざす子ども像 各教科の指導計画 研究推進計画
年間学校行事 日課表、時間割 年間授業数
道徳、特別活動、総合的な学習の時間の指導計画 体育・健康に関する指導計画
選択教科の指導計画 教育実践のまとめ など
- 2 子どもの状況・活動
校則、きまり 子ども数、学級数 卒業生の進路状況 児童会、生徒会の活動
部活動 など
- 3 学校の特色ある取組みやその成果
- 4 学校の運営状況
教職員数 教職員の職務分担 各種委員会 学校医等 通学路
防災計画 救急体制 校舎、教室等の配置図 学校図書館の状況
視聴覚機器の状況 余裕教室の状況 など
- 5 職員会議などの内容
開かれた学校づくりを進めるため、校長の判断により、職員会議などの内容やその他の様々な情報で公開できるものについては積極的に発信していきます。

具体目標 〔子どもの安全確保とそのための危機管理マニュアルの作成〕

学び舎である学校が安全であることは当然ですが、子どもの安全を脅かす危機的な状況は、いつ、いかなる形で起きるか予測しにくく、未然防止や起きたときにどう対応するのか、被害を最小限に食い止めるにはどういった学校体制をつくるか、などの危機管理体制の確立が必要です。

そのために、未然防止に向け、生徒指導體制の確立、子どもに関わる情報収集とその情報を学校、家庭、地域が共有できるシステムづくりを行うとともに、危機が発生した場合の緊急、且つ、適切な対応のため、危機管理マニュアルを作成し、その周知徹底を図り、子どもの安全確保に努めます。

『危機管理マニュアル』
危機的な状況が起きた場合、緊急かつ適切な対応ができるよう、初期対応、対応者、対応順、関係機関など、学校の対応方法を示したものを「危機管理マニュアル」といいます。

2 校長を中心として組織的に行う学校マネジメント

『学校マネジメント』
学校マネジメントとは、PLAN（計画） DO（実践） CHECK（評価） ACTION（改善）というサイクルを導入し、教育の質の向上を図るとともに、その評価結果を公表することにより、更なる教育活動の改善に生かしていく学校運営のことをいいます。

具体目標 〔校務分掌の見直しによる効率的な組織確立〕

学校が特色ある教育活動や地域に開かれた学校づくりを推進するためには、校長を中心とした組織的な学校運営が効果的に行われることが必要です。

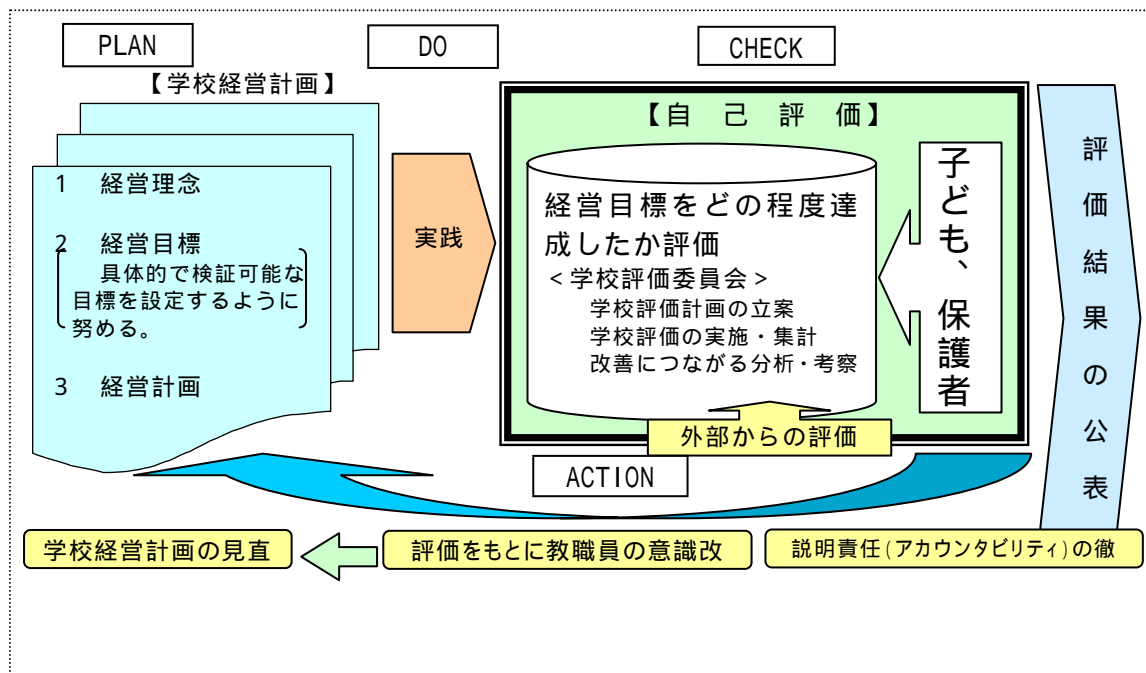
そのために、校務分掌の見直しによる効率的な組織を確立し、学校運営及び教育活動を円滑かつ適切に展開します。

具体目標 〔学校評価システムの導入及び結果の公表〕

学校は、すべての教職員が一体となって、組織としての力を十分に発揮して教育の質的向上を図るとともに、透明性を高めて外部からの理解を得ることが必要です。

そのために、学校評価システムを導入するとともに、その結果について公表することを通して説明責任を果たします。

『学校評価』
 各学校が、教育の質の向上をめざすために、学習指導要領や教育委員会の方針をふまえて設定した自校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、その実施状況等、教育活動全般について客観的・総合的に評価することを「学校評価」といいます。



具体目標 【「学校へ行こう」週間」等における取組みの充実】

子どもが生き生きと学び、市民に信頼される学校教育を行うためには、地域に開かれた学校づくりを通して保護者や地域の人々の理解や協力を得て教育を推進していくことが必要です。

そのために、教育の日（県条例）の制定の趣旨をふまえ、「学校へ行こう」週間」等における取組みの充実に努めます。

『ひろしま教育の日を定める県条例』
 （趣旨）
 第一条 教育に対する県民の意識を高めるとともに、日本国憲法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのっとり、本県教育の充実と発展を図るため、ひろしま教育の日を設ける。
 （ひろしま教育の日）
 第二条 ひろしま教育の日は、十一月一日とする。
 （ひろしま教育ウィーク）
 第三条 ひろしま教育の日の趣旨にふさわしい取組みを実施する期間として、十一月一日から同月七日までをひろしま教育ウィークとする。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。 （平成十三年十月十日 条例第四十号）

3 教育公務員としての教職員の自覚と使命感

具体目標 〔専門性・指導力の向上をめざした不断の努力〕

学校教育の直接の担い手である教職員の活動は、子どもの成長にかかわるものでありとりわけ、その人格形成に大きな影響を及ぼすものです。

したがって、教職員は、このような専門職としての職責の重要性をふまえ、教職員としての高い識見と専門的知識、豊かな人間性と深い教育愛や強い使命感が求められます。

そのために、一人ひとりの教職員が自ら主体的に日々研修に努め、自己の資質能力の向上を図ることが大切です。

具体目標 〔職務専念義務遂行等サービスの厳正〕

学校は、信頼される公教育の確立を図るため、法令等に則った適正な学校運営を推進する必要があります。

そのために、すべての教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念することが大切です。